

2026年5月2日  
株式会社かんぽ生命保険

## 引受基準緩和型商品の加入年齢範囲の拡大について

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 谷垣邦夫）は、2026年5月2日から、引受基準緩和型商品「かんぽにおまかせ」の加入年齢範囲を拡大します。

### 1 改定内容

当社の引受基準緩和型商品については、これまで加入年齢範囲の下限を40歳としておりましたが、40歳未満の健康に不安があるお客さまへの保障の提供を目的として、下表のとおり加入年齢範囲の下限を20歳に引き下げます。

※ 2026年5月2日以降を契約日とすることから加入年齢の計算方法は満年齢方式となります。

	基本契約	左記の基本契約に 付加できる特約	被保険者の 加入年齢範囲	
			改定前	改定後
終身 保 険	・引受基準緩和型普通終身保険（R07）	・引受基準緩和型無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）	40歳	<b>20歳</b>
	・引受基準緩和型普通終身保険（R07） （低解約返戻金型）	・引受基準緩和型無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）	～ 85歳	～ 85歳
養 老 保 険	・引受基準緩和型普通養老保険（R07）	・引受基準緩和型無配当総合医療特約（R04）	40歳 ～ 80歳	<b>20歳</b> ～ 80歳

※ 引受基準緩和型商品の具体的な商品内容は、下記URLをご参照ください。

<引受基準緩和型普通終身保険 - かんぽにおまかせ（終身タイプ）>

<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/syusin/omakase.html>

<引受基準緩和型普通養老保険 - かんぽにおまかせ（満期タイプ）>

<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/yoro/omakase.html>

## 2 改定日

申込日が2026年5月2日以降となるご契約から適用します。

以上

### 【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター

電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～21：00

土・日・休日 9：00～17：00

（1月1日～3日を除く）

※個別のご契約に関するお問い合わせは、保険契約者さま本人からのお電話をお願いいたします。